

2016. 9. 24 発行

水源連だより

水源開発問題全国連絡会



〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

今年度の総会は昨年の鬼怒川水害現地視察の後、
東京で開催（11月12日～13日）

～目 次～

・事務局からの報告	
今年の水源連総会について	1
石木ダムの状況	2
鬼怒川水害 堤防研究会	4
「公共事業チェック議員の会」との連携	5
ハツ場ダム基本計画変更案への対応	8
・鬼怒川水害問題とその後	9
・9.11 川とウナギのシンポジウム報告	15
・市民運動から住民運動、そして政治運動へ	
川上ダムをめぐる運動の展開と今後	18
・設楽ダムサイト左岸斜面に沿って走る断層	
（推定活断層）を確認した	22
・最近の思川開発事業の動きと栃木県の反対運動	26
・ハツ場ダム・思川開発・湯西川ダムの	
裁判報告、完成	31

事務局からの報告

はじめに今年の水源連総会について、次いで、水源連だより 74 号以降の活動を報告いたします。

(1) 今年の水源連総会について

① 概要

今年は 11 月 13 日（日）10 時から東京水道橋の全水道会館 5 階中会議室で総会を持つことにします。その前日 11 月 12 日（土）の午後に、昨年 9 月に発生した鬼怒川水害の被害地を被災者の皆さんの案内で視察します。その夜はこの被災地に近いホテル・レイクサイドつくば（天然温泉）に宿を取り、懇親会を持ちます。13 日の全水道会館での総会では、全国各地から状況を報告し合って情報共有に努めるとともに、現状を打開する方策と今後の運動の方向について知恵を出し合います。事務局からは、「ダム依存の治水」から「住民の安全を真に守ることができる治水」への転換、2010 年度からの「ダム事業の検証」の総括、石木ダム予定地における強制収用問題、訴訟の場においても架空の水需要予測など理不尽な水行政・河川行政が罷り通ってしまう問題等について討議材料を用意する予定です。

水源連運動の根底は人権第一にあります。公権力をもって人権を押しつぶす安倍政権にストップをかけることも意識して、有意義な二日間になりたいと思います。

② 大まかな日程

○ 11 月 12 日（土）

・ 13 時 10 分 つくばエクスプレス線 守谷駅 集合

JR 秋葉原駅に隣接する「つくばエクスプレス線 秋葉原駅」を 12 時 15 分に発車して 12 時 50 分に守谷駅に到着する「区間快速 つくば行」、または「つくばエクスプレス線秋葉原駅」を 12 時 30 分に発車して 13 時 02 分に守谷駅に到着する「快速 つくば行」をご利用ください。なお、「つくばエクスプレス線 秋葉原駅」はかなり深い地下駅なので、JR 秋葉原駅からの乗り換えには 10～15 分程度かかります。

・ 13 時 20 分 つくばエクスプレス線 守谷駅出発 マイクロバスで、鬼怒川下流の洪水被害地を視察します。

・ 17 時 洪水被害地出発

マイクロバスで宿舎・「ホテル・レイクサイドつくば」に向います。

・ 18 時 「ホテル・レイクサイドつくば」到着

・ 19 時～21 時 夕食兼懇親会

11 月 12 日（日）

・ 7 時 朝食

・ 8 時 宿舎出発 宿舎のバスで最寄駅まで向います。

宿舎最寄り駅から電車乗り継ぎで JR 水道橋駅下車、徒歩で全水道会館 5 階会議室へ向います。

- 10 時～14 時 総会 途中で昼食をとります。昼食は事務局が用意します。

③ 参加申し込みなど

- 参加費 15,500 円（宿泊・懇親会費 12,000 円、マイクロバス代 2,500 円、総会昼食代（飲み物付き）1,000 円）

《マイクロバス・昼食は参加人数等により変動の可能性があります》

- 宿舎 ホテル レイクサイドつくば TEL 0298-76-5050

（茨城県つくば市下岩崎 708-1）<http://www.lakeside-tsukuba.jp/>

- ✓ 宿泊は原則男女別の相部屋（5～6 人）となります。シングルに若干の空きがありますので、希望の方は早めにお申込みください。

- 申込み 別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送又は FAX で事務局宛にお送り下さい。

メールの場合は申込書の記入事項と同じ内容を事務局宛にお送りください。

事務局 〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28 水源連

FAX 045-877-4970

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

申込み締め切り 10 月 25 日（火）必着

(2) 石木ダムの状況

① 7/19 工事差止仮処分審尋と事業認定取消訴訟口頭弁論

7 月 19 日は 11 時から長崎地方裁判所佐世保支部で第 2 回工事差止仮処分申立て審尋が、15 時から場所を移して長崎地方裁判所で第 2 回事業認定取消訴訟弁論が開かれました。

どちらの裁判も、開始前に門前集会を行いました。

事業認定取消し訴訟終了後に長崎タクシー会館（株）4 階で報告集会（弁護団による解説と質疑応答）を行いました。



② 工事差止仮処分申立第2回審尋 長崎地方裁判所佐世保支部

○ 当方からは書面5本を裁判所に提出しました。

- ・ 長崎県・佐世保市の「本申立ては、行政訴訟法第44条（公権力による行為については差止請求ができない）に抵触するので棄却を求める」という反論への再反論。ダム建設事業は公権力に寄らずとも可能な事実行為である。よって、差止め申立ては合法。
- ・ 「工事をしていないので差し止めるべき工事が存在しない。よって棄却を求める」という反論への再反論。現在はダム工事中の状態ではないが、石木ダム建設に向けての工事が予定されている。
- ・ ダム建設事業の利水目的および治水目的は存在しない。
- ・ 裁判所からの質問への回答（物件を地図上に落とした図面を表示）

○ 長崎県と佐世保市の対応 「石木ダムの必要性に踏み込まずに結審を」

長崎県と佐世保市は、上記再反論への再々反論を次回審尋までに提出するとして、次回をもつての結審を求めました。

○ 県と市の対応は、当方が石木ダム事業は不要であるが故に石木ダム事業に関わるすべての工事差止めを求めていることに対して、「石木ダムの必要性については審尋する必要がある」とするものであり、到底認めることはできません。

③ 7/19 第2回事業認定取消訴訟口頭弁論 長崎地方裁判所

石木ダムが治水・利水両面で必要性がないことを平山博久弁護士と高橋謙一弁護士が陳述しました。

「治水・利水両面ともその目的は、「石木ダムありき」のために造り上げられたもので、事実とかけ離れた虚偽であり、石木ダムの必要性は元々全くない」ことを明解に述べました。

治水 平山弁護士陳述

石木ダムの必要性は石木ダムありきの辻褄合わせに過ぎない。

1975年原始河道（河道整備前の河道）を使った想定氾濫図で洪水被害想定額をひどく過大にして、治水目標安全度を1/100に設定したことの瑕疵（長崎県の判定基準に違反）

長崎県が基本高水流量として設定する1/100洪水が仮に到来しても、河道の流下能力を正しく計算すれば、十分に安全に流下させることが可能。

利水 高橋弁護士陳述

石木ダムの必要性を無理矢理つくり出すために、佐世保市の水需要の架空予測と保有水源の過小評価が今までずっと行われてきた。

佐世保市の水需要予測の非科学性と、保有水源評価の非現実性をこれから明らかにしていく。

訴訟・申立 日程

10月31日14時～ 取消訴訟第3回口頭弁論 長崎地方裁判所

同日14時30分～ 執行停止審尋・・・執行停止申立は仮処分申立と同様に裁判ではないため、非公開で、審尋と呼びます。

④ 予定地・こうばる の現状

工事再開中止を要請する行動が続いています。

7月21日と22日、付け替え道路阻止現場へ、石木ダム建設事務所の所長が来て、来週より付け替え道路の工事を再開すると通告しました。

現地では7月25日（月）から毎日、付け替え道路工事現場入り口で待機し、ダム建設事務所職員が来たときには工事再開中止要請行動を展開し、追いつめています。

石木ダム建設事務所は8月26日、「8月末日までに入り口に設置している横断幕・竹等を片付けること、片付けられていない場合は、石木ダム建設事務所が撤去・保管する。」と一方的な通告をしました。

上記期限が過ぎた9月に入ると、石木ダム建設事務所職員は撤去状況の確認と称して連日工事現場に現れ、撤去を求めてきました。

9月8日、石木ダム建設事務所職員等約30名がいつもと違う午後2時頃に再度現れ、当方の監視隊が手薄な中で、横断幕等を撤去しました。

当方は新たな横断幕等を括り付け、反対の意思表示を続けています。「撤去されればまた張り直す」、「何度でも繰り返しての徹底抗戦」を決意しています。

⑤ 9/8 工事差止仮処分審尋

9月8日午後2時から長崎地方裁判所佐世保支部で第3回工事差止仮処分申立て審尋が開かれました。債務者側は事業の必要性についての審尋は不要としてこれ以上の審尋を拒んだため、裁判所は審議はつきたとして、結審となりました。決定は年内に出されることになりました。

裁判所は3ヶ月をかけて判断を下すとしていることから、申立者が受けるであろう権利侵害にも踏み込むことと思われます。

債務者側が「事業の必要性についての審尋は不要」としていることは許しがたいことです。一連の工事が必要であるならばその説明責任を何故、果たそうとしないのでしょうか。

(3) 鬼怒川水害 堤防研究会

昨年9月の鬼怒川氾濫被害は、距離標25km地点近辺の左岸無堤地区「若宮戸地区」からの溢水と、距離標21km地点近辺の左岸「三坂地区」の堤防決壊、および八間堀川排水機場のポンプを停止したことによる二次的氾濫が組み合わさって甚大な被害が発生しました。

若宮戸の無堤地区からの溢水は、いわゆる自然堤防をメガソーラー発電業者が掘削したことで被害を拡大しました。危険を察知していた住民が一刻も早く堤防を構築するよう要請していたのですが、国は安易に土嚢を積むだけで終わらせ、有効な対策を取りませんでした。

三坂地区の堤防は、高さ、幅とも、確保すべき高さ、幅を大幅に下回っていました。そのために越流が生じて決壊し、大量の洪水が流出して堤内地を襲いました。決壊幅は200mに及びました。

鬼怒川上流域には4基のダムがあり、湯西川ダムは2012年に完成しました。鬼怒川ではダム建設に河川予算のほとんどが使われ、河川改修がなおざりにされてきました。このようなダム偏重の誤った河川行政が今回の大水害を引き起しました。

ダム依存の治水対策から脱却し、越流しても破堤しにくい堤防による治水を実現させることを目的に、「堤防研究会」が発足しました。この研究会は、鬼怒川水害は国交省による治水対策の誤りが引き起こしたことを国に認めさせ、被害者への賠償責任を求めることも目的にしています。同会の主宰者は建設省土木研究所の次長であった石崎勝義さんです。

常総市水害・被害者の会は、国交省の責任を追及するため、国会議員の同席のもとに、衆議院会館内で国交省の担当者との交渉を繰り返し行ってきています。

11月12日の現地視察で、皆さんと鬼怒川水害問題についての情報の共有を図ります。

(4) 「公共事業チェック議員の会」との連携

・参議院議員選挙の結果など

水源連は国会対策・政府対策として、超党派の国会議員グループ「公共事業チェック議員の会」との連携を図ってきました。水源連は、各公共事業の問題と取り組んでいるそれぞれの市民団体とともに「公共事業改革市民会議」を結成し、無駄な大型公共事業中止に向けて力を合わせています。

公共事業改革市民会議は、ダム建設・スーパー堤防・公有水面埋立・高速道路・リニア新幹線や整備新幹線など、不要な大型公共事業を中止させて、地域社会・地域自然環境を守り、将来への負の遺産を残さないことを目的に、連帯した活動に取り組んでいます。

私たちは、「公共事業が官僚たちのフリーハンドに任されている」という状況を克服するために、超党派の国会議員連盟「公共事業チェック議員の会」と連携を取ってきました。

2012年12月の第46回衆議院議員選挙、2013年7月の第23回参議院議員選挙で、「公共事業チェック議員の会」は大河原雅子事務局長をはじめとした多くの会員が議席を失いました。安倍政権の脱デフレ・国土強靱化・地方創生などと称した公共事業バラマキに対して、国会はチェック機能を喪失してしまい、無用な大型公共事業が億面なく強行される状況になっています。

今回の参議院議員選挙で、安倍政権がたくらむ憲法改悪を阻止するとともに、無用な大型公共事業に歯止めをかけるうえで、『公共事業チェック議員の会』の強化が是非とも必要」と考え、「公共事業チェック議員の会」関係の候補者を応援することを公共事業改革市民会議と水源連の皆さまにお願いしました。

しかし残念ながら、大河原さんの復活はならず、林さんが議席を失ってしまいました。

立候補者名	所属会派	選挙区	結果
福島 瑞穂	社民党 現	比例区	○
小川 敏夫	民進党 現	東京地方区	○
大河原 雅子	民 元	比例区	×
林 久美子	民進党 現	滋賀地方区 野党統一	×
田村 智子	共産党 現	比例区	○

参議院議員選挙で安倍政権側が大勝したことで、人権無視の強権政治と、無用な大型公共事業の強行がますます罷り通ることになります。

私たちは何としてでもそのような状況にストップをかける必要があります。

この状況を踏まえて、公共事業改革市民会議は8月2日に「公共事業チェック議員の会」事務局長・初鹿明博衆議院議員と下記事項について相談を持ちました。

- ・8月2日、「公共事業チェック議員の会」事務局長・初鹿明博衆議院議員との相談事項
以下、相談事項とその結果を記します。

(ア) 「公共事業チェック議員の会」議員との連携を

「公共事業チェック議員の会」は国民の代表である超党派の国会議員の集まりです。会員と主権者である私たちとの連携が必須です。同時に、私たちが連携をとっている国会議員をこの議院の会に勧誘することも必要です。

「公共事業チェック議員の会」事務局長・初鹿明博衆議院議員からも、『議員の会』名簿を広く公開して、皆さんからも連携をとって欲しい」と要請を受けました。次ページに2016年9月6日現在の名簿を掲載しますので、皆さん連携をとるよう、よろしくお願いいたします。

(イ) 今回の参議院選当選者を初めとした議員の「公共事業チェック議員の会」への加入呼びかけ

- 現地視察などの機会に参加と加入を呼びかける。
- 公共事業改革市民会議も直接間接的に各関係議員に「公共事業チェック議員の会への加入」をよびかける。

今回の参議院議員選挙で当選された下記議員について、「公共事業チェック議員の会」に加入するよう、呼びかけをお願いします。

伊波洋一（沖縄県地方区）、ましこ輝彦（福島県地方区）、真山勇一（神奈川県地方区）、宮沢ゆか（山梨県地方区）、杉尾ひでや（長野県地方区）、伊藤たかえ（愛知県地方区）、青木あい（比例）

(ウ) 名簿に記されていない国会議員、特に、皆さんが連携されている国会議員に対しても、「公共事業チェック議員の会」への加入呼びかけをお願いします。

(エ) 沖縄問題・リニア問題・高速道路問題など、無駄な大型公共事業の強権的推進についての現地視察・合同勉強会

石木ダム問題では、2015年10月23日に2名の議員で現地視察を実施。

リニア新幹線問題では、2016年8月31日に9名の議員で現地視察を実施。

- 沖縄問題・高速道路問題などについても現地視察を考える。

(オ) 無駄な大型公共事業をストップさせるための課題

司法が「国民を守る」ではなく、「国等の行政を守る」に大きくシフトしている。

オーフス条約の批准、計画作成段階からの住民参加、団体訴訟等

強制収用・行政代執行に直結している土地収用法の構造

- これらの問題を解決するために必要な合同勉強会、関係省庁担当者へのヒアリング、等を行う。

- 以上イ・ウについては、具体化された時点で皆さんにお知らせしますので、ご参加下さい。

公共事業チェック議員の会 名簿 2016年9月6日現在

役職	氏名	政党	会館	部屋	FAX
会長	荒井 聰	民進	衆1	516	3508-3225
副会長	近藤 昭一	民進	衆2	402	3508-3882
副会長	川田 龍平	民進	参	508	6551-0508
副会長	赤嶺 政賢	共産	衆1	1107	3508-3626
副会長	福島 瑞穂	社民	参	1111	6551-1111
幹事	小川 敏夫	民進	参	605	6551-0605
幹事	柿沢 未途	民進	衆2	611	3508-8807
幹事	本村 伸子	共産	衆1	1106	3508-3730
幹事	山本 太郎	生活	参	302	6551-0302
事務局長	初鹿 明博	民進	衆1	1112	3508-3241
	笠 浩史	民進	衆1	408	3508-7120
	阿部 知子	民進	衆1	424	3508-3303
	鈴木 克昌	民進	衆1	712	3508-3620
	枝野 幸男	民進	衆1	804	3591-2249
	福島 伸享	民進	衆2	613	3508-3906
	佐々木隆博	民進	衆2	808	3508-3530
	梅村さえこ	共産	衆1	906	3508-3314
	真島 省三	共産	衆1	1221	3508-3409
	穀田 恵二	共産	衆2	620	3508-3918
	笠井 亮	共産	衆2	621	3508-3919
	畑野 君枝	共産	衆2	711	3508-3707
	田村 貴昭	共産	衆2	712	3508-3355
	高橋千鶴子	共産	衆2	904	3508-3969
	塩川 鉄也	共産	衆2	905	3508-3937
	島津 幸広	共産	衆2	922	3508-3516
	松本 剛明	無	衆1	707	3508-3214
	藤木 眞也	自民	参	1006	6551-1006
	相原久美子	民進	参	611	6551-0611
	舟山 康江	民進	参	810	6551-0810
	井上 哲士	共産	参	321	6551-0321
	武田 良介	共産	参	408	6551-0408
	辰巳孝太郎	共産	参	608	6551-0608
	紙 智子	共産	参	710	6551-0710
	山添 拓	共産	参	817	6551-0817
	田村 智子	共産	参	908	6551-0908
	石井 苗子	維新	参	1115	6551-1115
	糸数 慶子	無	参	712	6551-0712

(5) ハッ場ダム基本計画変更案への対応

ハッ場ダム事業は四度の計画変更により、工期 2019 年度、事業費 4,600 億円となっています。東京都を含む関係都県は、これ以上の計画変更は認められないと意見表明してきましたが、国土交通省関東地方整備局はさる 8 月 12 日、事業費を 5,320 億円の再増額する五回目の計画変更案を示し、関東都県に意見照会を行いました。各都県知事はこの提示を受入れるとし、それぞれの議会に同意を求めています。

この計画変更案には、計画変更案自体の問題と、関係都県それぞれにとっての問題があります。以下、主な問題点を紹介します。

<計画変更案に関する 5 つの問題>

- ① 関係都県の求めるコスト削減の結果、地すべり等を防止するための安全対策の対象箇所が 5 か所も減らされ、地元住民の居住地の安全性が強く懸念されること。
- ② ハッ場ダム本体工事の基礎岩盤に除去が必要な弱層部が想定より深かったことが明らかとなっており、従来から心配されてきたダムサイト地質の脆弱性が問題 になっているので、その解明が必要であること。
- ③ 地すべり対策の追加や東京電力㈱水力発電所への減電補償などによって、更なる事業費増額が予想されること。
- ④ 本体工事の遅れや地すべり対策の追加などにより、ハッ場ダム建設事業の工 期の更なる延長の可能性が高いこと。
- ⑤ 東京電力㈱松谷発電所の水利権更新により、ダム建設の目的の一つ、「吾妻川の流量維持」が喪失するにもかかわらず、「吾妻川の流量維持」に関して、計画変更で取り上げられていないこと。

<関係都県の受益に関する 2 つの問題>

- ① ハッ場ダムを必要としていた時点から数十年の経過によって、節水システムの普及、人口減少、さらには産業構造の変化が進行し、水需要が大幅に減少したために、もはや水源開発としてのハッ場ダムは不要になっていること。
- ② 治水上、ハッ場ダムにより「著しい利益」を受けるとされているが、ダムによる洪水の削減効果は下流に行くほど減衰し、利根川ではハッ場ダムによる削減効果が誤差範囲にまで小さいことを国交省自身が明らかにしていること。

1 都 5 県の仲間たちは、これらの問題をふまえて各議会へ、下記 2 項を求める請願提出の準備を進めています。

1. ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更（第 5 回）について、詳細に審議して下さい。
2. 都（県）議会として、ハッ場ダム基本計画の変更案に同意しないでください。

議会各派への説明、請願書提出に向けての紹介議員依頼などに取組んでいます。

鬼怒川水害問題とその後

嶋津暉之

鬼怒川水害がもたらした凄まじい被害

昨年 9 月の台風 18 号では鬼怒川下流部で堤防が決壊し、さらに無堤地区で大規模な洪水があつて、常総市を中心に凄まじい被害を受けました。

茨城県のホームページを見ると、常総市の被害は、住家は全壊 53 件、大規模半壊 1,578 件、半壊 3,476 件、全壊・大規模半壊・半壊に至らない床上浸水 148 件、床下浸水 3,072 件で、合計 8,327 件に及びました。茨城県全体では合計 9,492 件にもなっています。

また、農業関係の被害は茨城県全体では被害面積が水稻・大豆その他を含めた合計で 5,111 ha、推計被害額が 32 億円、さらに農業用機械の被害、収穫後保管米の被害、排水機場などの農業用施設の被害、牛舎等の被害もあるので、農業関係の合計で約 120 億円にもなっています。

そして、被害統計の数字はありませんが、各住家の家財道具や車両、商店や工場などの建物・様々な設備・製品・原材料等々の被害額も加えると、数百億円をはるかに超える被害額になっているに違いありません。或る個人病院では医療機器が水浸しになって使い物にならなくなり、それだけで 8 千万円を超える被害になったという話を聞きました。

生活再建に苦悩する被災地の人たち

このような凄まじい被害に対して補償は被害額の一部しか出ていません。住家に関しては全壊でも最大 300 万円、大規模半壊でも最大 250 万円です。その他の支援制度も設けられましたが、金額は小さく、住宅再建および生活再建の費用のほとんどは自分で調達しかありません。自己資金がなければ、借金、それも難しい場合は移転するしか道がありません。

農業に関しては農業共済制度による補償のほかに支援策が設けられましたが、それらではとても足りず、離農を決断せざるを得なくなった農家も少なくありません。

商店や工場の被害も深刻です。こちらの方は支援制度がわずかなものしかなく、自己資金等で再建が難しければ、営業を続けることを断念せざるを得ません。

このように、鬼怒川水害は常総市を中心に下流域に深い傷跡を残しているのです。

ダム偏重の誤った河川行政が引き起こした水害

しかし、鬼怒川水害は決して単に自然災害として片づけられるものではありません。国土交通省のダム偏重の誤った河川行政がもたらした水害であるといっても過言ではありません。

鬼怒川は中流部では 700 メートル程度の川幅があり、ゆったりと流れますが、下流部になると川幅が半分近くに狭まるため、洪水位が上昇しやすく、それに対応できる河川改修が必要です。ところが、下流部の河川改修は遅々として進められず、氾濫の危険性があるところが長年放置されてきました。

図 1 のとおり、鬼怒川上流では屋上屋を架すようにダムの上にまたダムをつくるダム建設が進められ、四つのダ

図1 鬼怒川上流の4ダム

鬼怒川上流では屋上屋を架すように、国土交通省が四つの巨大ダムを建設してきた。最新の湯西川ダムは2012年に完成したばかりである。



ムが建設されてきました。最新の湯西川ダムは2012年に完成しました。鬼怒川ではこのようにダム建設に巨額の河川予算が投じられてきたため、そのしわ寄せを受けて河川改修がなおざりにされてきました。

図2は最近16年間における鬼怒川の河川予算の推移を見たものです。湯西川ダムの建設に毎年度50～350億円の予算が計上される一方で、河川改修の予算は毎年度10億円前後に据え置かれてきました。

流下能力が著しく低い区間を長年放置

これにより、鬼怒川下流部では流下能力が著しく低く、氾濫の危険性があるところが長年放置されてきました。昨年9月の鬼怒川水害には図3に示す通り、三つの大きな要因があります。

一つは9月10日午後1時ころ、(利根川への合流点から)21km付近の三坂地区で起きた堤防決壊です。決壊で鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい状況が放映され、堤防決壊がもたらす被害の恐ろしさに息を呑む思いでした。この付近全体の堤防高が低い中で、決壊地点は周辺より一段と低いために越水が起きて川裏法面が次第に洗掘され、さらに堤防幅が4mしかなかったために(本来は6m必要)、破堤に至りました。決壊区間は200mに拡がりました。

もう一つはそれより7時間早く、9月10日午前6時頃から始まった25km付近の若宮戸地区での溢水です。ここは無堤地区で、いわゆる自然堤防がありましたが、それをメガソーラー発電業者が掘削したことで被害を拡大しました。危険を察知した住民が一刻も早く堤防を構築するよう要請していたのですが、国は安易に土嚢を積むだけで終わらせ、有効な対策を取りませんでした。

若宮戸地区は無堤であるために、鬼怒川の流量がさほど大きくない段階で溢水が始まりました。鬼怒川の水海道流量観測所(11km地点)の流量変化を見ると、図4のとおり、2,400 m³/秒程度の流量で若宮戸地区の溢水が始まっています。

鬼怒川下流で確保すべき流下能力は4,300 m³/秒ですから、その半分程度で溢水が始まったことになり、若宮戸地区はきわめて

図2 鬼怒川の河川予算の推移

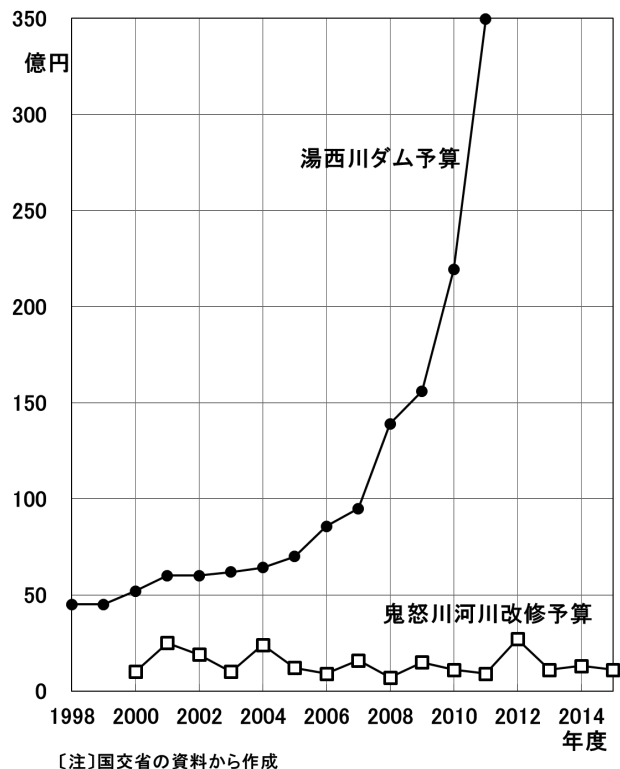


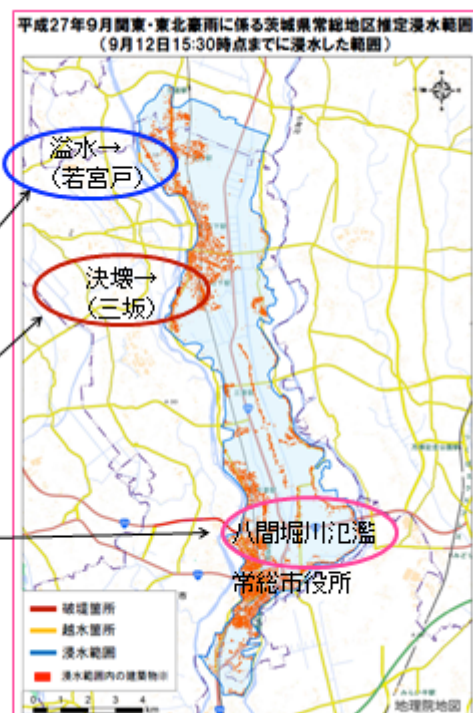
図3 鬼怒川下流の浸水範囲
(国土地理院による)

鬼怒川水害の
三つの要因

鬼怒川25km
付近の溢水

鬼怒川21km
付近の決壊

八間堀川の
二次的氾濫



危ない状態が放置されてきました。

ところが、若宮戸地区は国交省の河川改修計画（2014年10月10日の鬼怒川直轄河川改修事業）では改修の対象にもなっていませんでした。三坂地区も概ね20～30年で実施する区間になっており、緊急の必要性がある今後7年間の実施対象ではありませんでした。

鬼怒川下流部は流下能力が著しく低く、氾濫の危険性があることは以前から指摘されていました。それにもかかわ

らず、国交省は湯西川ダムの建設ばかりに力を入れ、鬼怒川下流部の河川改修を疎かにしてきました。

そして、鬼怒川水害の三つ目の要因は、八間堀川の二次的な氾濫を国交省の管理不手際が拡大したことです。この氾濫は（八間堀川の水を鬼怒川に排水する）八間堀川排水機場のポンプを国交省が長時間運転停止したことが少なからず影響していると考えられます。

「常総市水害・被害者の会」の国土交通省との交渉

以上のように、鬼怒川水害における国交省の瑕疵は明らかですので、常総市水害・被害者の会は国会議員の同席の下に、国会議員会館内で国交省本省の責任者との交渉を行ってきています。事実を明らかにするための詳細な質問書を事前に提出し、文書による回答を求めたうえで、国交省との具体的な交渉を今年1月、5月、8月と行ってきました。これからもこの国交省との交渉を続け、国交省の責任を追及する予定です。

鬼怒川下流部の堤防復旧・築堤工事

国交省は昨年12月に「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を発表しました。2015年度から2020年度までに、鬼怒川下流部の左岸・右岸の約66kmで堤防の嵩上げ・拡幅と築堤の工事を行うもので、決壊した堤防と漏水した堤防は2年間で整備することになっています。事業費は約580億円です。

三坂地区の決壊箇所の堤防復旧工事は5月末に完了しました。若宮戸地区は新たな築堤になるため、1期、2期の2段階の工事が進められています。1期工事は8月末に終わり、盛り土の沈下が終われば2期工事に入ることになっています。

しかし、その堤防断面計画図を見ると、図5の通り、川裏法面は張芝のままです。洪水の越流があったときに最初に洗掘されるのは川裏法面であり、破堤を防ぐためには、川裏法面の被覆工事が必須です。国交省が川裏法面の被覆工事をなぜ行わないのか、理解に苦しむ堤防工事が行われています。

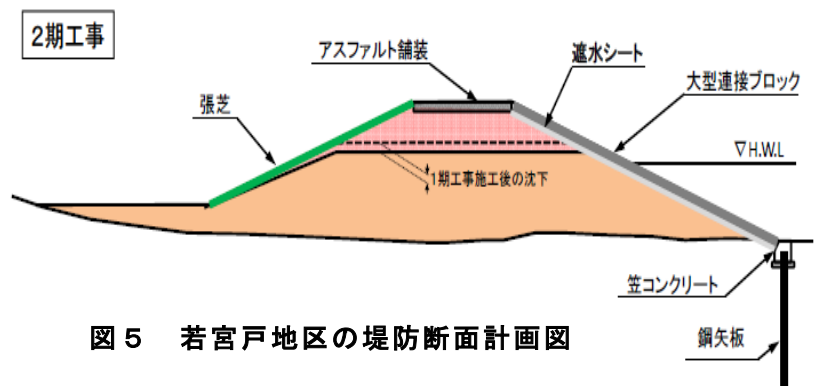
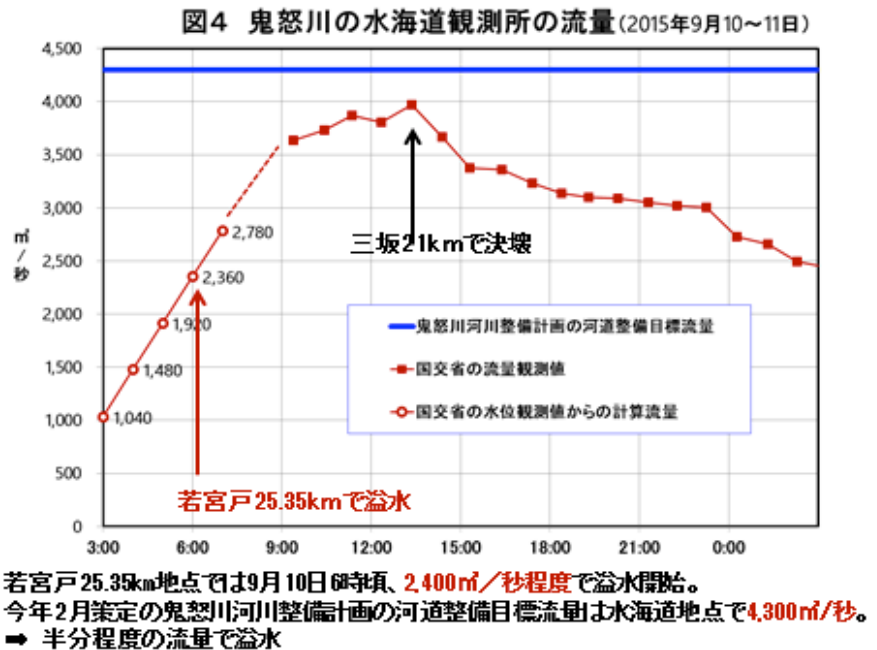


図5 若宮戸地区の堤防断面計画図

常総はいま 鬼怒川決壊 1 年（上） 「みなし仮設」適用残り 1 年

（東京新聞茨城版 2016 年 9 月 13 日）

「みんな戻ってきてほしいからね。空き地のままでは寂しい」。鬼怒川の決壊現場で十世帯の住宅が流されたり傾いたりして、広い更地になったままの常総市三坂町の上三坂地区。八月下旬の夕方、雑草が生い茂らないよう、区長の秋森二郎さん（69）が一人で除草剤をまいていた。

自宅を失い、市内のみなし仮設住宅で暮らす前区長の渡辺操さん（71）が、車で立ち寄った。ねぎらうように秋森さんに缶コーヒーを差し出した後、嘆いた。「とにかく二年じゃあ、どうにもならないよな」

全壊の十世帯は、いずれも市内や近隣市内で、公営住宅や民間住宅を借り上げた「みなし仮設」で生活する。制度上、適用期間は原則二年で来年秋までだ。

「先祖代々ここに住み、墓もある。みんな、やっぱり戻りたい。期限までに自宅を完成させるなら、来年五月ごろに着工したいが、みんな、それまでに着工できるかどうか。六十歳を過ぎたらローンも組めない」と渡辺さんは心配する。

市によると、避難生活を続ける市民は九月八日現在、七十八世帯の百九十六人。市幹部も「一年後も住宅のめどが立たない人は多いだろう。数世帯なら市営住宅でいいが、何十世帯も、どこに入居してもらえばいいのか」と懸念する。

渡辺さんは、みなし仮設の期間延長を行政に求めようと考えている。



市によると、人口は八月末現在、一年前より八百三十四人減った。うち日本人は千六十八人減少した。

外国人は、逆に二百三十四人増えた。支援団体によると、自宅アパートの浸水で市外へ転出した人も多いが、人材派遣会社から次々と別の外国人が派遣されてくるという。

浸水被害が大きかった地区には今も、建物を解体したままの更地が点在する。アパートの多い地区は、人口減少が目立つ。

常総市森下町の自治会加入者は、五百一世帯から三十世帯減った。区長の男性は「加入していないアパート住まいの世帯も多い。市の広報紙を配ると、大量に余る。減ったのは百世帯ぐらいだろう」。

被災者を支援するNPO法人「コモンズ」の横田能洋（よしひろ）代表（49）は、市外の親族の家に移ったお年寄りの女性をよく覚えている。

女性はコモンズの活動拠点の近くで一人暮らしをしていて、自宅が床上浸水した。大勢のボランティアが片付けてくれた。しかし、敷地が借地だったこともあり、自宅の修理をあきらめ、住み慣れた土地を去ったという。

コモンズは現在、空き家を生かし、高齢者ら向けの「見守り付き共同住宅」を計画中。横田さんは「つくば市のアパートに入れたからいいとは思わない。自宅は無理でも、せめて近くに安心して住める環境をつくりたい」と考えている。

昨年九月の常総水害から一年がたった。被災地の今を探った。 （宮本隆康）



常総水害 昨年9月の関東・東北水害で、常総市内で鬼怒川の堤防が決壊したり、水が堤防を越えたりしたため、市域の約3分の1に当たる約40平方キロメートルが浸水。約10日間にわたり広範囲で水に漬かったままになった。4000人以上が救助され、市内で2人が死亡、44人が負傷。住宅5023棟が全半壊した。



（写真）水海道地区の幹線道路沿いに広がる、レストランや住宅が解体されたままの空き地＝常総市で

常総はいま 鬼怒川決壊 1 年（中） 人口減や買い控え続く

（東京新聞茨城版 2016 年 9 月 14 日）

「当面の間、夜の営業は金、土、日曜のみにします」。常総市森下町のそば店の入り口に、張り紙がある。「店を開けても、平日の夜は全然お客さんが来ないから」と、店主の名取勝洋さん（63）が語る。

店は一年前、胸の高さまで浸水した。名取さんは「一カ月で営業再開」を目標にした。床や壁などを交換し、知人に片付けを手伝ってもらい、自分で壁の塗装もした。目標通り、十月十日に再開できた。

「十一月に一週間、試しに夜、営業したが、全然駄目だった」と振り返る。町内はアパートが多く、水害で百世帯が引っ越したとも言われる。日中は県外からも客が来てにぎわうが、地元住民が主になる夜は、以前の客足は戻っていない。

商工業を担当する市職員は「多くの市民が何百万円もかけ、自宅を直したり車を買替えたりした。買い控えが広がり、小売店や飲食店は売り上げが落ちている。人口が流出した地区は特に厳しい」と指摘する。「私だって車二台が水没した。妻に『飲みに行っている場合ですか』と言われれば、返す言葉がない」



市商工会によると、二〇一五年度に退会した会員企業は八十七社。このうち約四十社は、水害が原因の廃業とみられる。

経営指導員は「経営者が高齢で後継者がいなければ、水没した機械などを買い替えても、費用を回収できない。大多数は、家族経営の小規模な零細企業。水害で廃業が十～十五年ほど早まった」と説明する。

水害から一年たったが、今になって「やっぱり廃業する」と断念する企業もあるという。再開した企業も、市内の得意先も苦しかったりして、売り上げが戻らない場合が多い。

「一時期よりは落ち着いたが、まだまだ企業は苦しんでいる」という。



常総市本石下にある老舗酒造会社「野村醸造」の酒蔵の居住部分は、今も床を外したままだ。直せないのではなく、古民家レストランとして改修を計画中。「創造的復興を目指している」と野村一夫社長（62）は話す。

酒蔵は水害で浸水し、酒造りに欠かせない「こうじ室（むろ）」にも水が入った。県内の酒造会社の従業員やボランティアら延べ約五百人が、泥かきをして片付けを手伝った。昨年十一月に新酒を仕込み、年末の出荷にこぎ着けた。

「三十年以上、この仕事を続けているが、去年、しぼりたての新酒ができた瞬間は格別だった」

築九十三年の酒蔵を壊すことも考えたが、居住部分を飲食スペースに変えることを思い立った。地場産の野菜や肉を使った料理を出す店として、来年春の開店を目指す。

「ライバルだったはずの蔵元や、大勢のボランティアに助けてもらった。取引先のスーパーも出荷再開を待ってくれた。恩返しと感謝の気持ちを込めて、復興する」。野村さんはこう言い切った。

（宮本隆康）



（写真）シャッターを閉めた店舗が目立つ中、「がんばろう常総」ののぼりが掲げられた商店街＝常総市で

常総はいま 鬼怒川決壊 1 年（下） 離農相次ぎ、進む農地集約

（東京新聞茨城版 2016 年 9 月 15 日）

黄金色に染まった水田地帯で、稲穂が揺れ、コンバインが進む。一年前、がれきや土砂が流れ込んだ常総市の水田に、例年と変わらぬ光景が戻ってきた。常総市川崎町の農業生産法人「ひかりファーム常総」の事務所は、今まで以上に忙しい稲刈りシーズンを迎えている。

ひかりファームは、J A 常総ひかりの子会社。高齢化した農家などから耕作を請け負っていて、水害以降は依頼が急増した。

「水没した農業機械を買い替えられず、高齢化で後継者もない農家が目立つ」と担当者。十五戸から計十三ヘクタールの依頼があり、耕作面積は約四十五ヘクタールから一気に約六十ヘクタールに増えた。

市によると、「農地中間管理機構（農地バンク）」を通じて耕作を依頼した農家は今年二月以降、二十五戸。前年の十一戸から倍以上増えた。面積も前年の計十二ヘクタールから、計二十五ヘクタールと二倍になった。

農家が離農する場合、農地バンクや J A よりも、知人の農家に直接、耕作を頼むケースが多いという。水害で離農した農家は、もっと多いとみられている。



県のまとめや市の推計では、鬼怒川東側で約千五百ヘクタールの農地が水害で浸水した。農機具の被害額は、四百六戸で計約二十八億円に上った。

当初から小規模な兼業農家の離農は予想された。さらに大規模な専業農家も被害が大きければ、離農者の農地の受け入れ先がなくなる。耕作放棄地の大量発生が懸念されていた。

農地百十二ヘクタールで復旧工事が実施され、田植えシーズンに何とか整備が間に合った。農業機械の買い替えや修理にかかった費用の六割は補助された。本年度の鬼怒川東側の米の作付面積は、千七百三十ヘクタールになり、例年並みを維持できた。

市の担当者は「農地の耕作依頼が進んだし、離農も予想より出なかった。赤字だけど農業機械を買い替えた、という年金暮らしの兼業農家さえいた」と胸をなで下ろした。



「『もうダメかな』と最初は思った」。常総市三坂新田町の専業農家、瀧本進さん（70）は水害直後を振り返る。

瀧本さんによると、水没して使えなくなったコンバインだけで、被害額は約千六百万円。さらにトラクター二台、田植え機、もみすり機、乾燥機三台、トラックも水没。被害総額は五千万円以上だった。

公的補助のほか、保険金も受け取れると分かり、農業を続けることを決めた。「かなり借金もしたが、ある程度、返せる見通しが立った」という。

所有する農地のほか、周囲の農家からも耕作を依頼され、約三十ヘクタールを耕作している。「請け負った以上、やらなきゃいけないし、自分がやめれば相手も困る。まだやめられない。自分の農地は守る」と笑った。（宮本隆康）



（写真）水害から1年後も変わらず稲刈りをする農家＝常総市で

「ウナギが生きる川を取り戻す。」

ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム」報告

和波一夫

2016年9月11日(日)午後、東京・水道橋の全水道会館の大会議室で本シンポジウムを開催しました。主催団体は「利根川流域市民委員会」です。

シンポジウムの開催趣旨は次のとおりです。

「ニホンウナギ漁獲量の減少はすさまじいものがあります。とりわけ、霞ヶ浦を含む利根川は、かつて日本で最大のウナギ漁獲量がありましたが、今は激減しています。

ニホンウナギが激減した要因はシラスウナギの乱獲だけでなく、様々な河川工作物や河川工事により、ウナギの遡上・降下が妨げられ、ウナギの生息場（エサ場、隠れ場所）が失われてきたことも大きな要因と考えられます。

そこで、ウナギが生息できる河川環境を取り戻すため、ウナギに関する第一線の研究者にご登壇いただき、今後の河川のあり方を市民とともに考えるシンポジウムを開催します。」

シンポジウムの概要は次のとおりです。

「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」の取り組み

はじめに、利根川流域市民委員会の共同代表の嶋津暉之さんから、このプロジェクトへの取り組みの活動経過として、関係資料の収集、漁協ヒアリングとアンケート、内水面水産試験場ヒアリング、利根川下流部の現地調査についての報告と、利根川下流部にある利根川河口堰と霞ヶ浦・常陸川水門の現状についての報告がありました。

〔注〕常陸利根川：霞ヶ浦から出て利根川に合流する部分を常陸利根川と呼んでいます。ただし、河川法上は「霞ヶ浦」（西浦・北浦・外浪逆浦（そとなさかうら）・北利根川・鰯川・常陸川）の範囲を「常陸利根川」という利根川の支川としています。



出典：国土交通省のHP

講演 「ウナギの保全生態学 ニホンウナギの現状と保全策」

第一部の講演は、海部健三さん（中央大学准教授 IUCN（国際自然保護連合）種の保存委員会 ウ

ナギ属魚類専門家グループメンバー」を講師に迎え、1時間の講演と質疑が行われました。

講演を要約しますと、

「ウナギは川と海を行き来する通し回遊魚である。ウナギの一種、ニホンウナギ（学名 *Anguilla japonica*）は現在、急激に減少している。日本の河川や湖沼におけるウナギの漁獲量（いわゆる天然ウナギの漁獲量）は、1960年代には3000t前後であったが、2015年にはわずか70tにまで減少した。このような状況を受け、2013年に環境省が、2014年にIUCN（国際自然保護連合）が、相次いで本種を絶滅危惧種に指定した。」

「ニホンウナギの減少を引き起こしている要因は、他の多くの種と同様、複合的なものであり、（1）海洋環境の変動、（2）過剰な漁獲、（3）成育場の環境変化の三つの要因が重要とされている。

高度経済成長期以降、日本の河川には河口堰やダム、砂防堤など多くの河川横断工作物が建設され、河川の上流と下流のつながりを含む、海と川のつながりが失われた。ニホンウナギをおびやかしている複合要因のうちでも、成育場の喪失は、本種のもっとも重要な要因と考えるべきだろう。」

「ニホンウナギが遡上できる河川であれば、海と川のつながりは良好であり、ダムなど人為的影響によって遡上できない河川は、改善する必要がある。」

「ニホンウナギは河川と海の連結性、水辺の食物網の健全性の指標種として優れているだけでなく、水辺の生物多様性の回復を進めるためのシンボルとしても、大きな役割を果たすことができる。」

第二部のパネルディスカッション「ウナギが生息できる河川環境を取り戻すには？」

第二部では最初に、二平 章さん（茨城大学人文学部市民共創教育研究センター・客員研究員）から「ウナギ資源の減少と河口堰建設」の報告を受け、続いて浜田篤信さん（NPO霞ヶ浦アカデミー、元・茨城県内水面水産試験場長）から「霞ヶ浦がウナギを救う」と題しての報告を受けました。

お二人の報告の内容を要約しますと、

「霞ヶ浦開発前の霞ヶ浦は、内水面全国第一位の漁業を誇った。最盛期の漁獲量は約2万トンに達したが、ウナギは最重要漁獲対象種で、シラスウナギやクロコが養殖用種苗として、また成魚は食用ブランド品として出荷され、漁家の生計を支えた。漁業の状況を一変させたのは霞ヶ浦開発事業である。1963年には霞ヶ浦最下流部に常陸川水門が建設され、1970年からは、これと並んだ地点の利根川に利根川河口堰が完成し、ウナギに致命的な打撃を与えた。」

「霞ヶ浦では常陸川水門の完全閉鎖後の4年後からウナギ漁獲量が著しく低下したのは、閉鎖後に湖内へのシラスウナギの遡上量が減少し、4年後に漁獲の中心となる4才魚の漁獲量が減少したこと、4才魚以上の雄の大半が降河したことによるものと考えられる。」

「絶滅危惧種指定に関する報道や学者のウナギ論議に弱いのは、ウナギの成育場としての河川や湖沼

□

ウナギの保全生態学



海部健三 著 共立出版

2016年5月発行

に対する開発政策の見直しを求める視点の欠落である。あたかも乱獲だけがウナギを減少させた要因とする議論は、禁漁や漁獲規制といった漁業生産者のみに対策を矮小化させることでもある。」

「シラスウナギが遡上でき「クロコ」となって流域全体の小河川・湖沼にまで分布生息して産卵魚となるまで成育できる流域環境の修復・保全政策なくしてはニホンウナギの再生はない。」

「ニホンウナギの資源回復には、利根川水系の水資源開発事業の見直しが不可欠である。その影響を詳細に解明し、具体化することが解決策につながる。」

以上の講演と報告を受け、パネルディスカッションになりました。コーディネーターは、和波一夫が担当しました。会場からの質問は、パネルディスカッションのなかで適宜回答してもらいました。

ニッポンウナギだけでなく、ヨーロッパウナギの危機的状況やEUの取組みが講師から紹介され、魚道の課題や河川横断工作物による問題が会場参加者に深く認識されたシンポジウムになりました。

ウナギが生息できる河川環境を取り戻すための提言

本シンポジウムではウナギが生息できる河川環境を取り戻すため、重要な提言がなされました。それは次の3点です。

① 海と川のつながりの回復が最重要課題

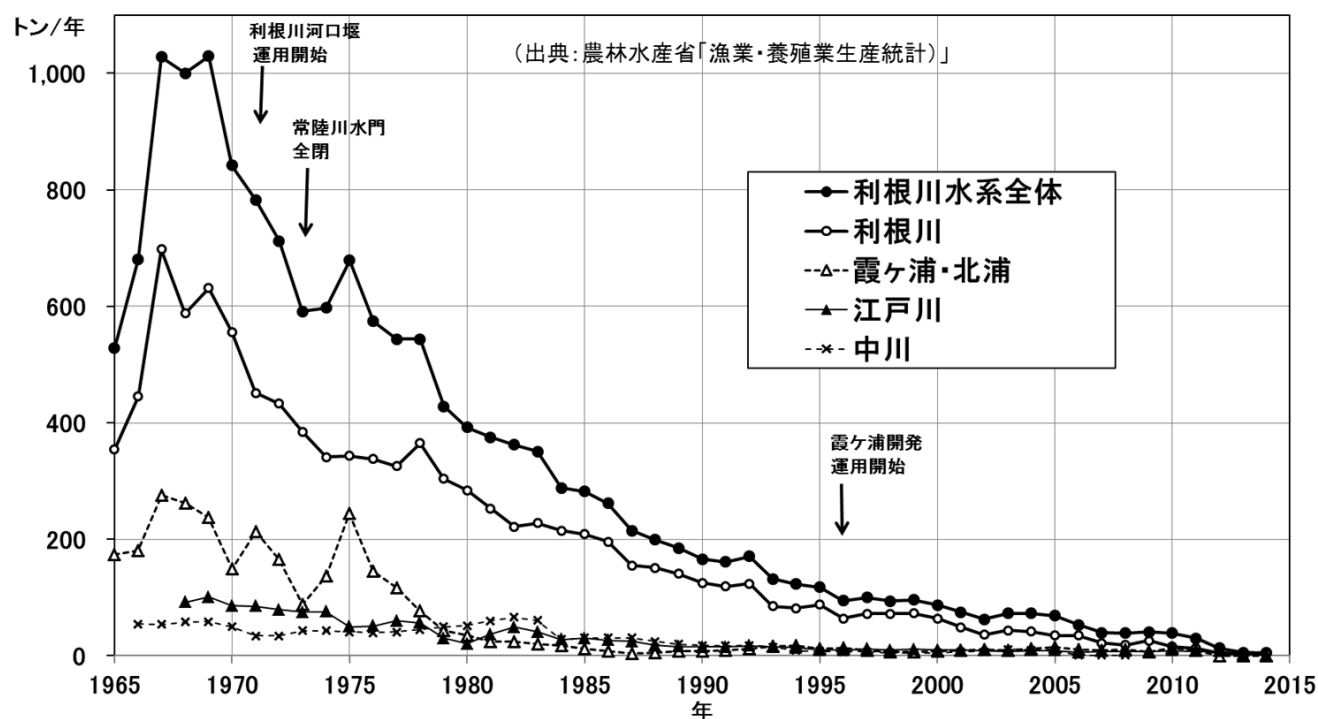
(ウナギが遡上できないところで何をやっても無駄であるから、①が最重要課題である。)

② 局所環境について、河川では水際の土と植生、多様な水深が重要。

③ 沿岸では干潟河川や沿岸域の本来の姿を取り戻す視点が必要。

利根川流域市民委員会はこの提言にそって、「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」の活動にこれからも取り組んでいく予定です。

ウナギ漁獲量の推移(利根川水系)



市民運動から住民運動、そして政治運動へ

川上ダムをめぐる運動の展開と今後

鎌田陽司（木津川流域のダムを考えるネットワーク）

利権構造に組み込まれ、県や国の言いなりになってきた伊賀市。計画されている巨大ダム水源を使うために、伊賀各地の水源、浄水場をことごとく縮小、廃止するという水道基本計画案（伊賀市水道新ビジョン）が出てきてはじめて、事態の重大さに気付いた住民が立ち上がりつつある。住民の突き上げにあつて、川上ダム推進議員連盟に入っている市議が、ダム計画への利水参画の問題、そしてそれにつながる広域水道の問題を9月の市議会で発言した。水道部はコンサルタントに委託して作成させていた水道基本計画案を12月議会で可決させる予定だったが、そのスケジュールは崩れつつある。現在の水道基本計画を抜本的に見直し、利水撤退を前提としたもう一つの道へと舵を切り替えられるかは、今後の運動の展開にかかっている。

現状と今後については、たくさんのことがあつて書ききれず、またこの場で公開できないことも多い。ここでは以前報告した2015年10月31日の川上ダム問題のシンポジウムの後の動きを簡単に報告し、今後の見通しについて若干触れたい。

2015年12月 第1回伊賀市水道基本計画策定委員会の開催。一般公募枠も有識者枠も体制派で固められ、形だけの「審議」。1月に予定されていたパブコメは取りやめになることが決定。

2016年6月 利水撤退を訴えるチラシを伊賀・水と緑の会がパタゴニアの支援で作成し、伊賀市で全戸配布。

2016年6月 第3回伊賀市水道基本計画策定委員会の開催。伊賀市のNPOと住民組織をサポートする中間支援組織づくりを通じてつながっていた人が、地域の住民組織の代表となり、策定委員として参加。基本計画への疑問を策定委員会の中で指摘。

2016年7月 嶋津暉之先生が作成した質問事項を元に、さらに追補した公開質問書(本文16ページ)を、水源連、木津川流域のダムを考えるネットワーク、伊賀・水と緑の会の連名で水道部に提出。翌日、嶋津先生の講演会「利水からの撤退が私たちの未来を守る」を行った。

2016年8月～9月 伊賀市主催で「これからの市政を考える集い」が4回開かれ、毎回、水道基本計画の問題点が市民から提起された。

2016年9月 第5回伊賀市水道基本計画策定委員会の開催。「中間案」という名前のついた体裁がすっかり整えられた最終案が提示される。審議未了を理由に、策定委員有志が再度の策定委員会開催を要望。策定委員会後に、策定委員12名中5名の連名文書が市長、策定委員長、水道部の最高責任者宛に提出される。「このまま再度の審議をしないまま中間案を認めることはできない。納得のできないまま公開される中間案に自分たちの名前を策定委員として載せることは容認できない」とする強い要望を受け、水道部は今後のスケジュールの変更を現在調整中。

2016年9月 川上ダム推進議連に入っていない市議は21名中わずか1名。その市議による包括的な水道基本計画案への疑義の表明に加え、推進議連の市議1名が「もうあとへ戻れないというのではなく、

戻ったらいいや。そういう行政のスタンスを変えていかないといけない」と利水撤退を今後さらに議論すべきことを提起。

今後は、10月に第6回策定委員会、11月にパブリックコメントと住民説明会、市長選。3月に市議選。当面は以下のことが重要なポイントになると思われる。

- 水道部、コンサルタントが作成する水道基本計画を論破できるだけの説得力のある代替案とその紹介パンフレットを市民運動側で作成し（9～10月）、市民運動&住民運動として問題提起。
- 水道基本計画策定委員会で、水道基本計画案の問題点の指摘と代替案の提案を行い、水道部とその背後にいる水資源機構、国交省の思惑と異なる展開となるようさらに働きかけ。
- 市長選で、利水撤退の意思を持つ市長が当選するよう働きかけ。
- 市議会で利水撤退の意思を持つ市議が何名当選できるか。
- 利水撤退の意思を住民投票で問うことができるか。

伊賀市を地盤とする川崎二郎衆議院議員は、国会議員からなる水道事業促進議員連盟の会長であり、水道や水源開発の利権の中枢に連なっていることは間違いない。今後とも事態の打開のため、みなさまのご助力をお願いしたい。

伊賀タウン情報YOU 2016年8月27日

2016年8月27日

水道計画 ダム事業の利水から撤退を

☒：7月28日の第4

回伊賀市水道事業基本

計画策定委員会を傍聴

しました。厚生労働省

の水道ビジョン基本方

針に基づき、今後15年

の水道計画を策定する

とのことです。水道関

係者の口頭のご苦勞に

感謝し、委員の方々の

発言を聞かせてもらい

ました。

水道基本方針では

「自然災害による被災

を最小限にとどめ、被

災した場合であっても

迅速に復旧できる水

道」としています。水

源が一極集中型より分

散型で「遠い水より近

くの水」は多くの災害

の教訓です。

伊賀市は21か所の浄

水場を7か所廃止、3

か所減少し、ゆめが丘

浄水場に集中移行を示

しました。委員からは

「大切な水源を廃止な

どこんでもない」、地

域住民に説明してもら

いたい」との要望があ

りました。

また、同方針では「給

水人口や給水量が減少

した状況においても健

全かつ安定的な事業運

営が可能な水道」とし

ています。市は人口減

少と給水量減少を加速

させており、そんな中

で川上ダム建設に参画

すれば、市の財政や水

道会計を圧迫すること

は必至です。

市長様、伊賀市ダム

推進議員連盟様、伊賀

市水道部様、水道ビジ

ョン基本方針を策定す

るためには、川上ダム

事業のうち、利水から

の撤退を判断するとき

ではないでしょうか。

伊賀市「NPO法人

伊賀・水と緑の会」会

員、畑中昭子

伊賀市水道部 秋に中間案 市民意見募ります

伊賀市水道部より

ごさいます。

伊賀市では現在、予

備化しているものを含

めて32か所の水源を有

し、21か所の浄水場か

ら市内558平方キロ

メートルという県下で

3番目に広い区域に点

在する集落と市街地、

その家庭約4万世帯へ

水道水を供給していま

すが、これからも安定

した供給を維持してい

くためには、老朽施設

や効率の悪い小規模施

設、溪流や井戸など取

水が不安定な取水施設

の統廃合を行い、より

効率的な水道事業の経

営を目指す必要がある

と考えています。

伊賀市上水道の最大

水源は木津川から暫

定取水として毎秒0・

215立方メートルを

取水していますが、夏

場や冬場の水枯れにも

対応出来る安定した水

源を確保するため、川

上ダム建設事業の一刻

も早い着工を望んでい

るところです。また、

この水源の確保を想定

してゆめが丘浄水場か

ら、上野、島ヶ原、阿山

伊賀、大山田、青山の

各支所管内へ三重県企

業庁の事業により耐震

性を有する送水管の敷

設も終えています。

こうしたことを踏ま

え、現在、策定を進め

ている水道事業基本計

画の中間案を今秋には

市民の皆さまにお示し

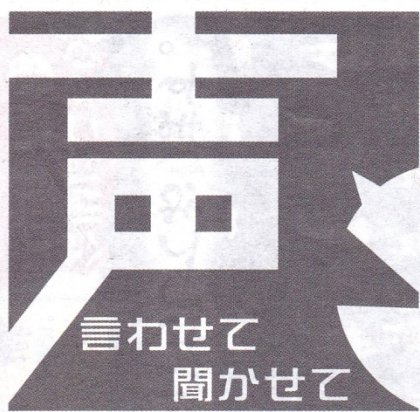
し、パブリックコメン

トで改めて広くご意見

を募りたいと考えてい

ます。

YOU





事業計画
水道基本

異例のパブコメ取り止め

決定に市民から驚きと憤りの声も

伊賀市

15年先の2031年
度までを目標に策定を

進めている水道事業基
本計画で、伊賀市は水
需要予測などをまとめ
た基本方針案に対する
パブリックコメント
(意見公募)を取り止
めたことが分かった。

水道部が出したスケ
ジュール案によると、
パブコメは約2年の計
画策定期間に3回実施
を予定し、今回取り止
めた基本方針のパブコ
メは同12月に公募す
るとしていた。

6人と商工団体の2
人、学識経験者2人、
公募委員2人の男女計
12人で構成している。
審議事項は将来人口
と水需要の予測の2
つ。議事録には、報告
された策定スケジュール
に対して「中間案が
出た時点でパブコメを
求めることになってい

る。時間や経費の削減
になるかと思うので、
取り止めた方がいいの
では」などの声があっ
た。

また、水道部は取り
止めの直接的な原因で
はないと否定したが、
策定案で配布する資料
に間違いが見つかった
会議の開催が修正した
ため約2か月遅れてい
た。担当者は「1か月
の募集期間や取りまと
めの作業などに時間を
要し、進めが遅れ

てしまうことは懸念し
た」と話す。

基本計画は今年12月
の市議会定例会に上程
の予定で進んでおり、
水道部の谷口平部長
は取材に対し「水需要
予測だけでなく、今後
審議する水源計画や施
設の整備計画などを一
体的に提示したほうが
パブコメの効果がある
と考えている。中間案
の時点で問題ないので
はないか」と答えた。

昨年6月に公募した
策定方針案のパブコメ
には31人が96件の意見
を提出している。この
時も意見を提出した同
市島ヶ原に住む40代主
婦は「遅れても実施す
ると思っていたのでび
つくりしている。市民
にとつて水道はとても
身近なもので、パブコ
メは意見が言える貴重
な機会。伊賀市は多様
な考えを丁寧に聞く姿
勢が必要。中止を取り
消してほしい」と訴え
た。

基本方針案に示して
いる水需要予測は、今
後の施設整備を実施す
る上の基礎拠となる
り、事業計画を策定す
る基本になるもので、
行政区内人口と生活
用や工業用などの水使
用量の予測値を試算し
ている。

言わせて
聞かせて

中止を決めたのは2
月1日。昨年9月末に
委員から出た意見をも
とに検討したと説明。

水道部は理由につい
て、同基本計画の策定
委員から出た意見をも
とに検討したと説明。

委員は住民自
治協議会の会長や代表

委員は住民自
治協議会の会長や代表

委員は住民自
治協議会の会長や代表

委員は住民自
治協議会の会長や代表

「市民の力で撤退を」川上ダムの課題訴え 伊賀市で講演会

(伊賀タウン情報Y O U 2016年7月25日) <http://www.iga-younet.co.jp/news1/2016/07/post-426.html>

講演会「『利水』からの撤退が、私たちの未来を守る」が7月23日、伊賀市ゆめが丘のゆめぼりすセンターで開かれた。

水源開発問題連絡会共同代表の嶋津暉之さん(72)は「伊賀市が川上ダムに参加することはあまりにも問題が多い。市民の力で撤退を実現してもらいたい」と訴えた。

嶋津さんは、川上ダム建設事業で伊賀市の総負担額を112億円と試算。市民1世帯当たりの負担額は約28万円になることを紹介した。

さらに八ツ場ダムや思川開発など、利根川水系で事業中の水源開発事業を例に挙げ、利水予定量の毎秒1立方メートル当たりの水道負担額の相場が「50億円から100億円であるのに比較し、伊賀市は194億円と極めて高く、伊賀市民は怒らないといけない」と訴えた。

また、茨城県常総市の鬼怒川決壊の水害を例に挙げ、「ダムの治水効果は下流に行くほど減衰する」と指摘し、「木津川上流部は川上ダム建設事業に河川予算が注ぎ込まれ、必要な河道整備がなおざりにされている」と述べた。

講演会は「木津川流域のダムを考えるネットワーク」とNPO「伊賀・水と緑の会」の共催で、約50人の市民らが参加した。



(写真) 【講演に立つ嶋津さん＝伊賀市ゆめが丘で】

川上ダム利水撤退を 伊賀できょうNPOが講演会

(中日新聞伊賀版 2016年7月23日)

NPO法人「伊賀・水と緑の会」は、伊賀市の川上ダムからの利水撤退を考える講演会「利水からの撤退が、私たちの未来を守る」を二十三日、ゆめポリスセンター(同市ゆめが丘一丁目)で開く。

市民団体「木津川のダムを考えるネットワーク」との共催。

講師は全国のダム問題に取り組む「水源開発問題全国連絡会」共同代表の嶋津暉之さん(七二)。

自身が試算したデータをもとに市が利水撤退しても負担が少なく、水不足は起きないことなどを話す。

嶋津さんは東京都公害局(現環境局)で地下水行政に長年従事。一九八四～二〇〇四年三月まで都環境科学研究所に勤務し、水問題を研究してきた。

現在は各地のダムや河川の問題の技術的解析をし、市民団体に技術的側面で支援している。

伊賀・水と緑の会の浜田不二子さん(六五)は利水撤退について「子どもたちの未来のためにも難しい問題だと思つて目をつぶらずに考えてほしい」と呼び掛ける。

講演会は午後一時半から。午後三～四時までは嶋津さんと参加者とのフリートークもある。

伊賀市を含む川上ダム建設は国土交通省が二〇一七年度に着工予定で、二二年度の完成を目指している。

三団体は二十二日、市水道部へ嶋津さんの試算などの見解を問う公開質問書を提出した。(中川翔太)



(写真) 講演会をPRする浜田さんと

設楽ダムサイト左岸斜面に沿って走る断層（推定活断層）を確認した

市野和夫（設楽ダムの建設中止を求める会・代表）

URL: <http://www.nodam.org/>

（2016 年 8 月 10 日記）

2016 年 3 月に、地質学の専門家たちと設楽ダム建設予定地周辺の露頭を巡検する中で、進行中の道路工事現場ののり面に削りだされた未確認の断層を発見した（写真 1）。この断層は、それまで知られておらず、設楽ダム建設のための国（建設省中部地建，現・国土交通省中部地整）の地質調査報告にも全く記述がない。以下、この断層について記載するとともに、設楽ダムサイトが抱える地質地盤の問題について考察する。



写真 1 設楽町田口地区西部の道路工事のり面に現れた断層。2016 年 4 月 2 日 筆者撮影。
表層の風化層まで、変位させていること、また、上盤側が上昇している地形が読み取れる。

1 当該断層についての記載

1) 断層露頭の地点

Loc. A：東経 137 度 33 分 58 秒，北緯 35 度 5 分 2 秒（設楽町清崎下の沢）

標高：450～456m

2) 走向傾斜：N 80 E 56 N （ほぼ東西走向で、北に 50～60 度傾斜）

3) 上盤（北側）：青灰色の泥岩～砂岩の互層で一部に海生の貝類化石を含む。

- 4) 下盤（南側）： 半固結の礫岩。不淘汰の角礫（巨大礫を含む）が赤褐色の砂質の基質に埋まっており、新第三紀、田口累層の最下層を成す基底礫岩と推定される。なお、この礫岩は幾分破碎されており、この付近で南北走向の断層が交差している可能性が高い。
- 5) 上盤側の泥岩・砂岩層は、断層を挟んだ下盤の礫岩層に対して上位（後期）の堆積層であるので、層序から判断すれば、北落ちの正断層とみなされる。しかしながら、正断層では、ずれ落ちた上盤側が低い地形となるはずであるが、実際には上盤側が高くなっており、現在は上盤側が上昇に転じている逆断層と推定される。
- 6) 西側の延長（図1）： 豊川（寒狭川）による浸食を受けて北傾斜となっているダムサイト左岸の斜面上部を上下流方向、斜面に沿う傾き（流れ盤）で切っている。なお、この斜面部分は、第三紀層ではなく、基盤の領家変成岩でできている。
- 7) 東側の延長： 約 1700m 東の道路のりに第三紀の砂岩・礫岩を貫く破碎帯を確認。破碎帯露頭の位置 Loc. B： 東経 137 度 34 分 55 秒，北緯 35 度 5 分 33 秒，標高約 460m. この位置を通っているものと推定される。
- 8) 既知の断層との新旧関係： Loc. A から Loc. B に向かう途中、国道 257 号線を越える辺りで東北－西南走向の既知の断層と交差するが、この N80E 断層の走向に変化は見られない。この断層の方が新しく、東北－西南走向の既知の断層（地質図でこの付近で角度を変えて描かれている）を変位させているものと推定される。

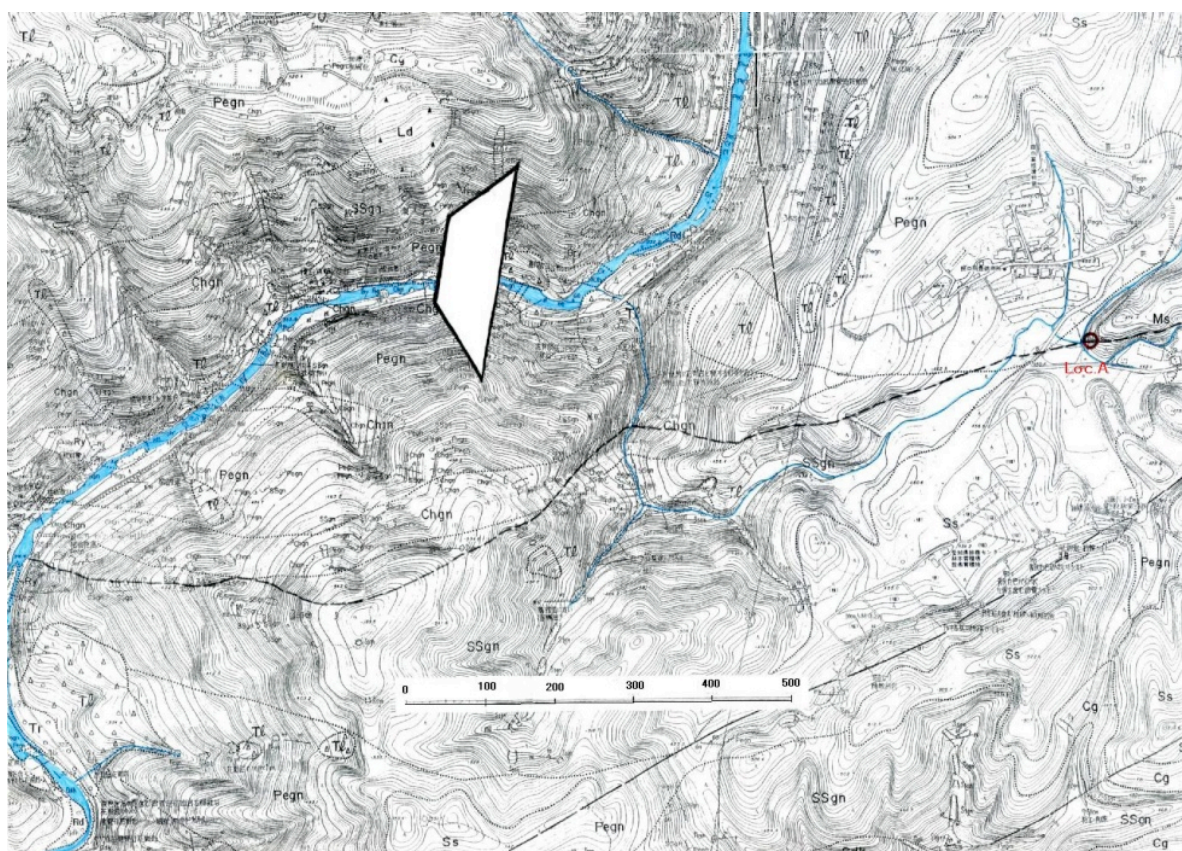


図1 地質平面図、断層露頭 Loc.A 付近から西側（ダムサイト側）への断層の延長（推定）

平成5年度設楽ダム地質検討業務委託報告書，付図2500分の1地質平面図（部分）に加筆．

2 地質地盤から設楽ダムサイトの問題を考える

今から 2000～1700 万年ほど前にできた陥没盆地の海に堆積したのが設楽層群と呼ばれる堆積層である。ダム計画地付近は、設楽層群堆積地の西北端にあたる。設楽層群堆積後、一帯は隆起・陸化した。その後、激しい火山活動によって、流紋岩溶岩、流紋岩質火砕岩類の噴出があった。新第三紀の地層・岩石の下には、花崗岩や片麻岩からなる領家帯の岩石が基盤を成している。

(第四紀の逆断層と推定)

今回発見された N80E（北から東に 80 度の走向）の断層は、層序からみて過去の正断層活動によって上盤（北）側がずれ落ちたものと考えられる。ところが、正断層では、沈んだ側の地盤は反対側の地盤に対して、低い地形となるはずであるのに、この断層に沿った地形をみると一般に上盤側が下盤側に比べて高くなっている。したがって、その後、衝上断層（逆断層）活動に変化したものと考えられる。現在の中部地方の地殻は、東西方向および南北方向ともに圧縮の場におかれていることから、この断層は、衝上断層（逆断層）活動を繰り返している活断層である可能性がある。

(国の報告書の線状模様 20 との関係)

建設省中部地方建設局設楽ダム調査事務所の報告書「平成 9 年度設楽ダム線状模様検討業務」の付図 - 1.9「ルートマップ（線状模様 20）」によると、「線状模様 20」の東の端に近い Loc.18、及び Loc.19 の 2 点の露頭観察結果から、南落ち（北側が上昇）の断層の存在が示唆されている。「線状模様 20」は、この地域で愛知県防災会議地震部会が“活断層の疑いの濃い”リニアメント（線状模様）とみなしている線に相当する。

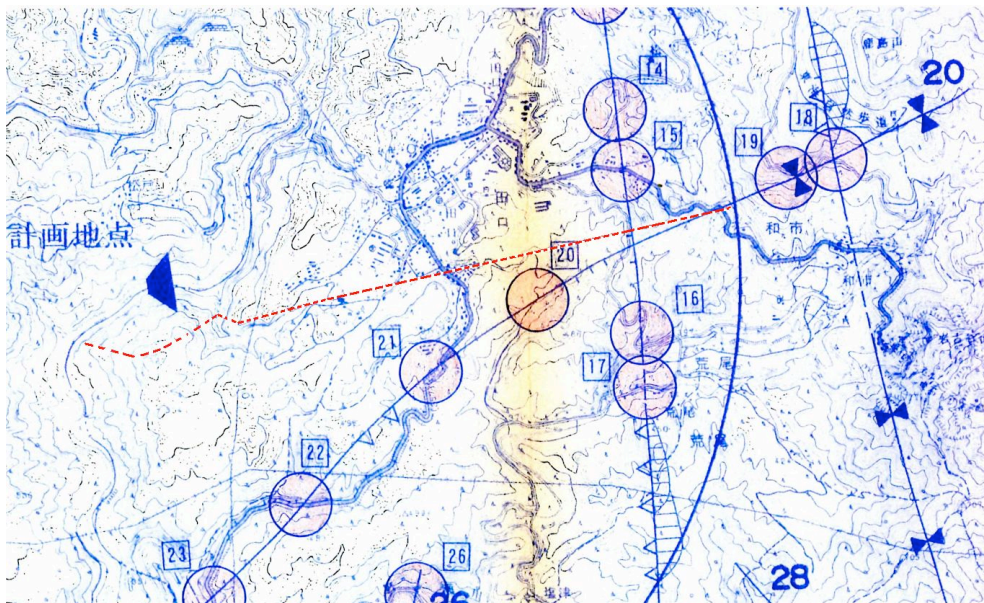


図 2 平成 9 年度設楽ダム線状模様検討業務委託報告書の付図の一部、円弧はダム計画地点から 3kmを示す。線状模様の 20 に沿った四角内の数値は露頭番号を示す。加筆した東西走向 N80E の断層の推定走向（破線）は、Loc.18～Loc.19 付近で線状模様 20 と重なる。

今回、われわれが発見した断層(N80E)を東側に延長すると、「線状模様 20」の東の端付近ではほぼ重なることがわかった(図 2)。今回の断層露頭から東へ 2,700～2,800m 付近に当たる。国による「線状模様 20」の線引きは Loc.20 付近から南西方向に曲がり、N80E

断層の走向から外れている。愛知県防災会議が認定した“活断層の疑いの濃いリニアメント”について、慎重な検討がなされなかったのではないだろうか。

（複数の併走する断層）

なお、最近実施された平成 26 年度設楽ダムサイト地質調査の報告書に、左岸ダムサイトの 2 地点のボーリング結果が示され、この断層と走向傾斜の似た破砕帯が深度 67m 付近（M82）、および 45m 付近（M83）に示され、2 点間での連続性も示唆されている。

また、平成 10 年度設楽ダムサイト右岸ボーリング調査報告書には、豊川河床に沿う東西走向、85 度北傾斜の断層（F-2（H10））が示されており、これも同系統の断層と考えられる。この断層は南北走向の他の断層と交差しているにもかかわらず変位されずに直線的に延びている。ダムサイト付近には、東西走向の高角度の断層が幾本も併走しており、そのうちの複数本は、ダムサイトを貫通していると考えられる。

なお、線状模様 20 の Loc.18, Loc.19 で存在が推定されている断層は、今回の N80E の断層そのものなのか、それと併走する断層の一つなのか、詳細な調査が必要であろう。

また、平成 4 年度設楽ダムサイトボーリング調査報告書には、東西走向で 85 度北傾斜の幅 3m 超の破砕帯（F-2（H4））が示されており、西側へ延長すると二重山稜地形に沿うことがわかる。松戸地区の二重山稜地形の向きも東西方向であり、東西走向の断層系が関係している可能性があるが、二重山稜地形の本格的な調査も未実施となっている。

（まとめ）

以上を踏まえて、結論すれば、活断層の疑いが濃い東西走向の断層はダムサイト左岸の上部を上下流方向に切っている。また、この断層と併走する同系統の複数の断層がダムサイトの岩盤を上下流（東西）方向に貫通しているものと推定される。

ダムサイト左岸の岩盤の緩み（岩盤亀裂の発達）の程度は大きく、深部まで透水性が高いことがダムサイトのボーリング調査等で判明しているが、その原因はこれらの断層と推定される。

南下してきた豊川（寒狭川）は、ダムサイト直上流地点で東西方向へとほぼ 90 度流路を変える。この流路の屈曲は、南北走向の断層（F-1（H4））に沿って流下する豊川が、この東西走向の断層系と出合って流路を西方に変えたものと推定される。

ダムサイト付近は、東西方向および南北方向に複数の断層破砕帯が交差し、豊川の河床や兩岸斜面には深部に及ぶ亀裂・破砕帯が広がっており、漏水や深層崩壊を起こす可能性が高い。少なくとも、転流工や本体工にとりかかる前に、これらの活断層の疑いの濃い断層系について、国土交通省の活断層マニュアルに基づいて二次調査を行う必要がある。また、以前から懸念されてきた、松戸地区の二重山稜・大規模深層崩壊の問題や南北断層による田口地区西南部の漏水の可能性についても解明されねばならない。

〔資料〕・平成 5 年度設楽ダム地質検討業務委託報告書、付図地質平面図（1/2500）、・平成 9 年度設楽ダム線状模様検討業務報告書、付図-1.9、ルートマップ（線状模様 20）、・平成 26 年度設楽ダムサイト地質調査業務、第 2 編設楽ダムサイト地質調査報告書、・平成 10 年度設楽ダムサイト右岸地質調査報告書、・活断層と歴史地震の分布図、愛知県防災会議地震部会（昭 54）。

〔謝辞〕この報告は 2015 年度の高木仁三郎市民科学基金の助成を受けた調査に基づいている。

最近の思川開発事業の動きと栃木県内の反対運動

会員 高橋比呂志

(思川開発事業を考える流域の会)

思川開発事業（南摩ダム）は、2009年3月に転流工工事まで進んでいた。同年12月、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるための検証の対象となり、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」）第1回幹事会（2010年12月）から検証作業が始まったが、第3回幹事会（2012年6月）以降、幹事会は開催されなくなった。

ところが、3年4か月ぶりに開催された第4回幹事会（2015年11月）以降、国土交通省は、慌ただしく検証作業を終結させ、本体着工に進もうとしている。栃木県内では、事業者側のこうした動きに対抗する住民の動きも出てきた。両者の動きについて簡単に報告したい。

事業の経緯

事業の主な経緯は、次のとおりである。

1964年 事業構想の発表

1969年4月 実施計画調査着手

1970年7月 利根川・荒川水資源開発基本計画に追加

1994年5月 事業実施方針指示（有効貯水容量1.4億 m^3 →1億 m^3 ）

2001年12月 南摩ダム損失補償基準の妥結、補償契約の着手

2002年3月 国土交通大臣が事業実施方針（第2回変更）指示（有効貯水容量1億 m^3 →5000万 m^3 、大谷川からの導水・行川ダム中止）

2004年11月 栃木県民が知事を相手に住民訴訟提起

2008年6月 南摩ダム関係の移転世帯の全80世帯の移転を完了

2009年3月 国土交通大臣が事業実施計画（第3回変更）認可（開発水量変更）

2010年12月 「検討の場」（第1回幹事会）

2012年6月 同（第3回幹事会）（栃木県が県全体の需要予測しか行っておらず、用水供給事業の認可も得ていないことを検討主体が問題視）

2013年3月 栃木県が認可に代わるものとして、「栃木県南地域の水道水源確保に関する検討報告書」（以下「水源検討報告書」）を検討主体に提出

2015年9月 住民訴訟最高裁決定（住民側敗訴確定）

2015年11月 同（第4回幹事会）（栃木県の提出書類に不備がないことを承認）

2016年4月12日～5月11日 「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」についてパブリックコメント実施

2016年6月 「第1回検討の場兼第7回幹事会」（事業継続が妥当との対応方針に全首長が賛成）

2016年7月 関東地方整備局事業評価監視委員会（継続が妥当と判断）

2016年8月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議（継続を了承）

2016年8月 国土交通省が事業継続を決定

検証中断の理由

「検討の場」幹事会が2012年6月以降3年4か月も中断した理由を考えてみる。「栃木県が用水供給事業の認可を得ていないからだ」という説があるが、結局は、その瑕疵は2013年3月に「水源検討報告書」を認可に代わるものとして提出したことによって治癒されたと扱われるのであるから、その後2年半も中断を続ける理由を説

明していない。

検討主体が南摩ダムを巡る住民訴訟の最高裁の棄却決定が出るのを待っていたかのように幹事会を再開したことから、国交省は、訴訟係属中に「検証に係る検討報告書」等の資料を公表すれば、それが訴訟での新たな攻撃対象とされることを避けたのではないかと私は想像する。現に、2011 年 11 月に検証報告書を作成したハッ場ダムについては、当該報告書がハッ場ダム住民訴訟での攻撃対象となった。

国交省は、住民運動は力づくで踏みつぶせばよいが、政権や裁判所という権力と結び付くと極めて厄介なものになるということを我々以上に学んでいるのではないだろうか。

正しく計算すれば費用対効果は 1 を割っていた

南摩ダムの流水の正常な機能の維持（以下「不特定」という。異常渇水対策を含む。）のための容量は 2825 万 m^3 であり、有効貯水容量 5000 万 m^3 の 56.5% を占める。不特定が南摩ダムの最大の目的となっていること自体が異常である。さらに、その便益は、身替りダムの建設費をもって便益とみなす「代替法」で計算されている。検討主体は、身替りダムの建設費が、南摩ダムの整備期間である 1969 年～2024 年の 56 年間に割り振って発生するものとするため、現在価値化すると 1863 億円となり、単純合計の 1362 億円よりも増える。しかし、洪水調節の便益については、ダム建設後 50 年間に便益が発生するという計算をしているし、ハッ場ダムの費用対効果では、流水の正常な機能の維持に関する便益を仮想評価法（CVM）で計算するという違いはあるものの、ダム完成後の評価期間に割り振って現在価値化しているのに、南摩ダムについては整備期間中に身替りダムの便益が発生すると計算するのは不当である。

不特定の便益も洪水調節の便益同様、ダム完成後に便益が発生するとして計算すれば、不特定の便益も現在価値化により約 31.4% に圧縮され、428 億円となるから、総便益は洪水調節便益 493 億円と残存価値 57 億円を足しても 978 億円にしかならず、これを総費用 1991 億円で割れば、費用対効果は 0.49 となるから、事業は中止すべきことになる。

「水道施設設計指針」を無視

検証は事業者が実施するのだから茶番劇となるのは当然だが、それにしてもひどい。「予断なき検証」といいながら、利水参画団体の需要予測が根底から見直されていない。

水道施設設計指針では、行政区域内人口の予測は、自治体の基本構想等と整合していることが「望ましい」とされる。全国の自治体は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき 2015 年に一斉に「人口ビジョン」を策定した。人口ビジョンは、同法の規定する総合戦略と連動するものであり、自治体の「基本構想等」に該当する。したがって、素案に記載された各参画団体の水道計画は、人口ビジョンと整合するよう策定し直すべきである。

検討主体は、こうした意見を「各利水参画者の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること（を）確認しております。」と一蹴するだけで、理由は一切述べない。

実際に起きた大洪水への効果を検証すべきだ

2015 年 9 月、検証の最中に未曾有の洪水が思川に発生した。「検討の場」の構成員は口々に「大水害があったのだから、南摩ダムを早く造れ」と言う。栃木県県土整備部長も「（思川開発事業が）当初計画どおり進んでいれば、今回の水害はあるいは防げたかもしれない」と言う。ならば、本当に南摩ダムが史上最大の 2015 年 9 月洪水にどれだけの効果があるのかを、多少時間がかかっても検証すべきである。

ところが、検討主体は、こうした意見にも「今後、データを整理・点検の上、河川管理に活用していく予定にしております。」で一蹴。「国交省が南摩ダムに治水効果があると主張するならば、せめて治水基準地点で何センチメートル水位が低下するのかわを示すべきである。」という意見も無視された。とても「予断なき検証」とは言えない。

究極のご都合主義

「検討報告書（素案）」4-253 頁には、「思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約 1%であることから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。」と書かれている。環境への影響を検討する際には、南摩ダムの流域面積が思川全体の流域面積のうちの無視しうるほど小さい割合を占めるにすぎないことを強調するのに、利水や治水の効果を検証する際には、全く考慮しないことは、ご都合主義であり、許されない。この意見も無視された。

事業は順風満帆で進んでいるか？

そんなわけで、国交省は、「検討の場」（2016 年 6 月 21 日）、「事業評価監視委員会」（同年 7 月 14 日）、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（同年 8 月 3 日）と次々と通過儀礼をこなし、南摩ダム及び導水管敷設の早期着工を目指していると思われる。なお、有識者会議では、「導水によりつなぐ 3 河川は近接していることから、同時に渇水が発生する可能性等に対する対応を検討することが重要である。」と指摘されたものの、解決策が示されないまま「継続」が追認された。

しかし、2017 年度予算概算要求額は 27.66 億円なので、順風満帆で事が運んでいるとは思えない。

栃木市などに反対運動の萌芽

思川開発事業を巡る行政の横暴に対し、「このままでは自分たちが不利益を被る」と栃木市民有志が立ち上がった。「市民オンブズパーソン栃木」などが 2016 年 2 月 6 日に嶋津暉之さんらを講師に招き、集会「思川開発事業（南摩ダム）と県南市町～マズくて高い水はごめんだ～」を栃木市内で開催したことを契機に、「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」が発足した。同会は、同年 4 月 30 日に「緊急！市民集会 思川開発事業と栃木市の水道水」を栃木市内で開催した。同会は、その後も、市長との面談要求、まちづくり懇談会での問題提起、質問状提出、議会での一般質問などの活動に精力的に取り組んでいる。

下野市では、同年 7 月 31 日に「環境問題を考える会」が嶋津さんと水道課職員を招き、「下野市の水道水源について考える「思川開発事業と地域の水資源環境」」と題する講演会を開催した。壬生町にもこの動きを広めたいと思う。

栃木県では、2000 年 11 月にダム事業の見直しを公約とする知事が誕生するなど、ダム問題で盛り上がった時期もあったが、2003 年に県営東大芦川ダムが中止となったこともあり、県民はダム問題を“終わった話”と見ているのではないだろうか。正しい情報が県民に行き届くような活動が必要だと考える。

【思川開発事業とは】

1 目的

- ① 思川及び利根川中・下流の洪水調節
(ダム地点で 130 m³/秒→5 m³/秒)
- ② 思川、利根川等の流水の正常な機能の維持
- ③ 利根川の異常渇水時の緊急水の補給
- ④ 新規水道用水の開発 (2.984 m³/秒)



2 事業の概要

流量の乏しい南摩川（鹿沼市上南摩町）に南摩ダムを建設し貯水池と思川支川黒川、大芦川を導水路（合計約 9km）で連絡する。

3 諸元

事業者：独立行政法人水資源機構

ダム型式：表面遮水壁型ロックフィルダム 堤高：86.5m 堤頂長：350m 堤体積：240 万 m³

総貯水容量：5100 万 m³ 有効貯水容量：5000 万 m³ 洪水調節：500 万 m³ 水道用水：1675 万 m³ 流水の正
 常な機能の維持：1825 万 m³ 異常渇水時等の緊急水補給：1000 万 m³ 堆砂：100 万 m³
 流域面積（南摩川：12.4km² 間接流域 黒川：49.5km² 大芦川：77.4km²） 湛水面積：2.1km²
 移転世帯数：80 世帯

4 思川開発事業の利水予定者

利水予定者	開発水量(水道用水)m3/秒			暫定豊水水利 権量m3/秒	暫定豊水水利 権量の割合%
	通年	非かんがい期	計		
栃木県	0.403	－	0.403	0	0
鹿沼市	0.2	－	0.2	0	0
小山市	0.219	－	0.219	0.114	52.1
古河市	0.586	－	0.586	0.465	79.4
五霞町	0.1	－	0.1	0.044	44.0
埼玉県	－	1.163	1.163	0.278	23.9
北千葉広域水道企業団	0.313	－	0.313	0	0.0
合計	1.821	1.163	2.984	0.901	30.2

※栃木県の水道用水供給事業に栃木市、下野市及び壬生町が参加予定。

5 思川開発事業の国及び各都県の負担額の試算

(単位 億円)

	栃木県	埼玉県	東京都	千葉県	茨城県	国費	計
新規利水	91	83	0	30	65	180	449
洪水調節	15	9	12	16	11	146	209
不特定利水＋異常渇水時 の緊急補給	131	21	89	103	13	835	1,193
計	237	114	101	148	89	1,161	1,850

〔注1〕河川費の地方負担率を30%、水道負担金の国庫補助率を40%とする。

〔注2〕新規利水の各県の水道

栃木県：栃木県水道、鹿沼市水道、小山市水道、埼玉県：埼玉県水道、茨城県：古河市水道、五霞町水道、千葉県：北千葉広域水道企業団

〔注3〕以上の他に、水源地域整備事業（水源地域対策特別措置法による事業）143億円と水源地域対策基金事業（利根川荒川水源地域対策基金による事業）108億円の負担がある。

(嶋津暉之氏による)

6 予算額の推移

思川開発事業の当初予算額

単位 百万円

2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ※
9,500	4,044	730	1,170	1,472	1,900	1,900	1,796	2,766

(※2017年度は概算要求額)

7 進捗状況

2016年4月 2015年度まで実施済み額 870 億円 (47%)。用地取得率約 98% (未買収 6ha)。家屋移転 100% (80 世帯)。生活再建に係る工事と称して付替県道工事 (約 130 億円) を実施中。

(下野新聞 2016 年 4 月 24 日)

鹿沼市の思川開発事業（南摩ダム）を巡る緊急市民集会「思川開発事業と栃木市の水道水」が 30 日午後 1 時半～4 時、栃木市文化会館大会議室で開かれる。

総事業費 1850 億円の事業は南摩川にダムを建設するなどして治水や利水を図り、栃木、下野両市の水源にもする計画。民主党政権時代に一時凍結され、事業の必要性を検証している国は 3 月、事業継続が「有利」との評価案を示した。

集会は「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」が主催。事業を巡り、2月に栃木市内で開かれた集会の参加者有志らが3月に結成。「事業で市内水道水の水質低下や水道料金の高額化を招きかねない」と訴えている。

水問題研究家の嶋津暉之元東京都環境科学研究所研究員が「事業は本当に必要なのか」と題し語るほか、県南各市町の水事情、事業が栃木市の水道水に与える影響などについて「思川開発事業を考える流域の会」メンバーや元県職員など3人が報告する。無料。当日直接会場へ。(問) 考える会の猿山弘子共同代表 0282・23・1078。



南摩ダムの完成予想図。水資源機構の広報誌（8月21日付）から

栃木・思川開発事業

栃木県鹿沼市に計画された恵川（おもいがわ）開発事業―南摩（なんま）ダム建設。国は8月25日、ダム本体の工事再開を狙い「事業継続」を決めました。従来の「利水・治水」に加え、同ダムの水を県南地域の水道水に利用する計画を持ち出し、推進の根拠にしますが、住民からは撤回を求める声があっています。

（栃木県・団原敬）

クローズアップ

しんぶん赤旗 2016 年 9 月 4 日

虚構の利水計画 工事再開狙う

水たまらないダム



思川開発事業は、利根川水系の支流で思川上流部の南摩川に総貯水量約5100万立方メートルのダムを建設するもの。1994年に実施計画を発表し、総事業費は約1907億円です。

非現実的な計画

2009年、当時の民
主党政権下で本体工事が
ストップしましたが、自

地下水の活用を

ダムの水の利用は、県が設置した「県南広域水事業検討部会」が示した例づくりを提案することになっています。

た嶋津田之元東京都環境科学研究所研究員は「30年間のうち、のべ12年間は最低貯水水量になる時期があり、その期間が7カ月におよぶ年もある。このダムの利水計画は現実には成立しない虚構の計画だ。事業を推進してはならないと強調します。

日本共産党の白石幹男市議は、ダム建設推進の根拠を崩せば計画は止められると強調。取水した場合の問題点について「浄水場や送水施設の新設費として約243億円かかり、その負担は水道料金にも上乗せにな

公政権復活後、国土交通省は、栃木、埼玉、千葉など関係5都県の代表者らでつくる「検討の場」などで再開を画策してきました。

南摩川の流域面積は非常に狭く「ダムを造っても水がたまらない」と指摘されています。国交省が流量データ（1955年・84年の30年間分）を用いて行った南摩ダムの運用計算結果を分析し、

下水100%で水需要を賄っているのに、その依存率を約40%にするよう求めています。水資源機構も参加する「検討の場」が同方針を了承（6月21日）し再開に道筋をつけました。

一連の動きを監視してきた栃木市の市民有志は3月に「栃木の水道水を考える会」（田中代表）を発足させ、講演会を開催。署名も準備していま

思川支流にダム事業考える集会 あす栃木市で（朝日新聞 2016 年 4 月 29 日）

鹿沼市の思川支流の南摩川にダムを造り、栃木市などの水道水に使う事業を考える「緊急！市民集会 思川開発事業と栃木市の水道水」が30日午後1時半～4時、栃木市旭町の栃木市文化会館会議室で開かれる。

水問題研究家・嶋津暉之さんの「思川開発事業は本当に必要なのか」、元県職員・早乙女正次さんの「思川開発事業が栃木市水道水に与える影響と経費試算」などの報告と、質疑応答、意見交換がある。

同事業をめぐって県負担金の支出差し止めなどを求めた訴訟は昨年、住民側敗訴が確定したが、訴訟を担当した大木一俊弁護士は「栃木市の水道水は地下水でまかなわれている。安くおいしい水を捨て、ダムの水を買う問題点を知ってほしい」と話す。入湯無料、申し込み不要。問い合わせは主催する「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」の猿山弘子さん（0282・23・1078）へ。

ハッ場ダム・思川開発・湯西川ダムの 裁判報告、完成！

群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京の6都県を舞台とする怒涛の住民訴訟で私たちは多くの虚偽を暴き、真実を明らかにしてきました。ハッ場ダム住民訴訟弁護団、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会は、このたび、200ページの『裁判報告 ハッ場ダム・思川開発・湯西川ダム 6都県住民11年の闘い』にその成果を余すところなくまとめ、刊行しました。

各都県ごとの裁判の要点、裁判で明らかにしてきたダム事業の問題点を網羅し、裁判所内外の関連する動きも追っています。各都県のストップさせる会の活動報告、今後の課題、カラー口絵の写真やイラストからは、各地の市民が元気に多面的に活動を展開してきたこと、これからも続けていくことがわかります。弁護士、原告、証人、意見書のリスト、年表など資料も充実しています。

自費出版で1000部、一冊1000円（実費）、送料は一冊につき120円です。

是非、郵便振替口座でご注文・送金いただき、貴重な記録としてお手にとってお読みくださるようお願いします。お届けは10月以降になります。

2016年9月

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会
（ハッ場ダム等裁判報告編集委員会）



目次

はじめに

ハッ場ダム等住民訴訟 11 年を振り返って

第1章 ダム事業の概要

第2章 裁判に至るまで～6 都県の住民はなぜ立ち上がったのか

第3章 裁判の経過と内容

第4章 裁判で明らかにしたこと

第5章 裁判の成果と運動の広がり

第6章 裁判から得た教訓と今後の活動

第7章 法廷の内と外

資料編

郵便振替口座： 00120-8-629740 ハッ場ダムをストップさせる東京の会

連絡先 東京の会・田中清子 Tel: 042-467-2861 Fax: 042-467-2951
深澤洋子 Email: bbjaga@jcom.home.ne.jp

第23回(2016年)水源連総会・現地視察 参加申込書

※空欄に必要事項を記入、当該項目を○で囲んでください。

氏名	郵便番号	住所	電話	所属団体	11.12現地視察 PM13 時発守谷駅から (マイクロバス2500円)	宿泊 (レークサイドつくば12000円 懇親会含む)	11.13 水源連総会 (水道橋全水道会館 昼食1000円程度)
連絡代表者					利用 不要(マイカーで参加) 不参加	要 不要	参加 不参加
					利用 不要(マイカーで参加) 不参加	要 不要	参加 不参加
					利用 不要(マイカーで参加) 不参加	要 不要	参加 不参加
					利用 不要(マイカーで参加) 不参加	要 不要	参加 不参加

★宿泊について 基本は男女別の相部屋となります。シングルが若干あるとのことですが、希望の方は至急ご連絡ください。なお、ご希望に添えない場合もあります。

★申し込みは、この用紙に記入の上 **10月25日必着**で、下記宛にFAX・郵送またはE=MAILでお送りください。E=MAILの場合は必要項目全てを明記してお送りください。

FAX:045-877-4970

E=mail: mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28 水源連

※ 宿泊費は夕食兼懇親会を含み12000円、マイクロバス利用代金は2500円。総会の昼食1000円、参加費総額は15,500円の予定です。
なお、参加人数等により多少の変動の可能性もあります。現地と東京水道橋間の電車賃は各自の負担となります。